

**公益財団法人図書館振興財団
平成 31 年度振興助成事業 募集要項**

目 次

1. 「公益財団法人図書館振興財団」が目指すもの	1
2. 振興助成事業の概要	2
3. 申請の手続き	5

図書館振興財団は、わが国の図書館振興を目的として、株式会社図書館流通センターの前身である株式会社学校図書サービス創業メンバーの私財拠出により、平成 20 年 11 月文部科学省によって設立認可を受け、その後平成 24 年 4 月に内閣府からの公益認定を経て、現在に至っています（基本財産 40 億円、運用財産 10 億円）。

図書館は、憲法第 21 条がすべての国民に保障している「知る権利」を担保するためにあり、人類が産んだ膨大で多様な知識を保存し、分類・整理して、すべての国民が知的活動に際して求める資料・情報を、自由に多様な形で活用できる機能そのものです。

特に、知的情報の迅速で的確な収集が、個人の社会生活にとっても不可欠となった現代では、我が国の議会制民主主義制度を守るためにも国民の自己学習の基盤として図書館の存在が必須であることは言うまでもありません。

昭和 54 年に設立された株式会社図書館流通センターは、昭和 57 年以降日本語総合書誌データベースとして「TRC MARC」の作成を続け（2018 年 9 月現在 380 万件余）、図書館資料の検索技術の進歩に貢献してまいりましたが、同時に、自学自習の学習形態が初等教育の段階から必要であるとの信念から、図書館の活用によって学科を横断する主体的な自己学習を体験させるために、NPO 法人「図書館の学校」を立ち上げ「図書館を使った調べる学習コンクール」の普及を図ってまいりました。（現在この事業は当財団に引継がれ本年度 22 回目を迎えます。）

しかしながら、わが国の図書館が置かれている状況は、たいへん厳しいものがあります。第一に、国及び地方財政の逼迫により、図書館に投資される財源は減少の一途をたどっているため、必要な資料と人材の不足から、我が国の図書館サービスは国際的に決して高いとは言えない実態があります。

第二に、近年の情報技術の進歩によって図書館の機能と役割は大きく変わりつつありますが、わが国の図書館はその整備について未だ十分とは云えません。

かつて長谷川三千子氏は、その名著のひとつ「民主主義とは何なのか（文藝春秋 平成 13 年刊）」の中で、戦後の我が国が民主国家の一員になったとはいえ、国民ひとりひとりの意識がそれを支えない限り、民主主義はその制度の下ですら独裁者を生むと述べられています。

私たちは、図書館、なかでも国民の生涯学習を支える公共図書館こそが、真に公共を支える良識ある市民を生む基盤と考え、ささやかながらいくつかの助成事業を行っています。そしてそれがいかに小さな成果であれ、我が国の教育に貢献することを強く願っています。皆さまのご理解とご賛同を心から願って止みません。

2. 振興助成事業の概要

(1) 助成の趣旨

わが国の図書館事業の健全な発展を図り、もって国民の教育・文化の発展に寄与することを目的とし、平成31年度の助成は以下の事業を対象とします。

- ① 「調べる学習」推進活動に対する助成
- ② 公共図書館のICT化推進に対する助成
- ③ 学校図書館のICT化推進に対する助成
- ④ 特定コレクションに基づく図書館サービスの向上に対する助成

(2) 助成対象

本財団が行う助成事業の対象は、日本国内で活動する以下の者を対象とします。

- ① 地方公共団体
(ただし、自治体より承認を受けている事業に限り、実行委員会での申請を受け付けます)。
- ② 教育機関
- ③ 非営利団体
- ④ その他本財団において適当と認める者

(3) 選考方法及び通知

助成事業者の選考は、助成事業選考委員会にて厳正に行い、理事長の承認を経て決定します。

選考は、申請書類をもとに一次審査を行い、必要に応じ、通過者への二次審査を面接で行います。選考結果は、申請書に記載された代表者あてに、文書で通知します。

なお、助成事業選考委員会の構成や審査の経過・内容等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 助成期間

原則、単年度事業に対する助成です。

複数年度にわたる事業計画の助成申請を行う場合は、事前に事務局にご相談ください。全体の事業計画を示していただき、単年度毎に申請いただくこととなります。

(5) 助成金の額

平成 31 年度の助成金は総額 70,000 千円を上限とし、1 件あたり助成金の上限を原則 10,000 千円とします。

(6) 助成金の給付

助成金の給付は、申請者名義の銀行口座への振込によって行います。

(7) 助成対象者の責務

助成金の給付を受ける方は、次の事項を遵守してください。

- ① 事業計画に基づき助成金を有効適切に使用すること。
- ② 2020 年 4 月末日までに事業完了届、事業報告書、収支計算書を提出すること。
- ③ 上記②の期限までに報告が提出されない場合は、助成金の返還を求めることがあるので注意すること。
- ④ 助成対象者が事業記録等を対外的に発信する際は、その媒体に本財団の助成を受けている旨を表現すること。
表現は以下の文言を基本とする。
「(事業名) は公益財団法人図書館振興財団の平成 31 年度の助成を受けて実施しています。」
- ⑤ ②により提出された事業報告書の著作権は助成対象者に帰属するが、本財団の助成事業実績として印刷物やホームページ等への掲載をあらかじめ了承すること。

(8) 事業計画の変更について

申請時の事業計画書に記載された「申請者」「事業の目的及び意義」の内容変更はできません。合理的な理由で「事業の具体的な実施内容」に変更が生じる場合は、必ず事前に連絡の上、本財団の承認を受けてください。ただし事業変更は、原則 1 回のみです。助成金に残余が生じた場合は返還していただきます。

(9) 業務委託の制限について

専門的な作業について第三者に委託することは可能ですが、助成対象者が主体的に事業を行って下さい。

(10) 個人情報の取扱について

申請者に係る個人情報の使用は、本財団の業務上必要な範囲に限定します。法令等の定める場合を除き、事前に申請者本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

助成対象者が事業の遂行中に得た個人情報の取扱いも、これに準じてください。

(11) 事業報告書等の取扱について

助成対象となった場合、申請者の名称、事業名、助成金額、事業の概要、事業報告書等の情報や写真は、本財団の事業報告書、機関誌、ホームページ等において公表します。

3. 申請の手続き

(1) 申請の方法

所定の申請書により、申請を行っていただきます。

申請書は、本財団のホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請書の提出

申請書は、下記受付期間内に本財団事務局に到着するようご送付ください。ファクシミリや電子メールでの受付は行いませんのでご注意ください。

(3) 注意事項

申請書を提出される際は、「申請要領」をご確認いただいた上で以下の点にご注意ください。

- ① 2. (1) の①～④に当てはまる事業を申請してください。
- ② 申請書は、正本1部と副本(コピー)10部をご提出ください。また、申請書は漏れなくご記入ください。申請者の記名・押印がない場合は受理できませんので、ご注意ください。
- ③ 提出された申請書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 申請にかかる経費は、申請者をご負担ください。
- ⑤ 申請後、収支予算書における本事業の支出について、見積書等を提出していただく場合があります。
- ⑥ 助成申請額は、審査により減額されることがあります。その場合は、減額した助成額に応じた収支予算書を新たに提出していただきます。
- ⑦ 事業計画および事業予算は厳密に計画し、具体的に申請してください。特に自己資金と併せ計画を明記ください。
- ⑧ 不明な点がありましたら、本財団事務局までお問い合わせください。

(4) 申請書の受付期間

＜平成31年度の受付期間＞

平成30年9月25日(火)午前9時から

平成30年11月5日(月)午後5時(事務局必着)

送付先 112-0012 東京都文京区大塚 3-5-9

公益財団法人図書館振興財団 事務局 担当：奥村道明

電話番号 03-3943-4743

(5) 平成 31 年度事業日程(予定)

- 9 月 25 日 (火) 申請書類受付開始
- 11 月 5 日 (月) 申請書類受付終了
- 12 月 7 日 (金) 一次審査 (書類選考)
- 1 月 19 日 (土) 二次審査会 (面接)
- 2 月上旬 理事長の承認後、助成先決定

(6) 助成決定後の事務手続き等

- ① 二次審査の結果は、審査対象者全員に文書で通知します。助成対象者には、事務手続きに必要な書類も併せて送付します。
- ② 助成額が申請額より減額された場合は、速やかに収支予算書を再作成していただきます。
- ③ すべての事務手続きが終了後、助成対象者の口座に助成金を振込みます。

公益財団法人図書館振興財団 事務局

平成 30 年 9 月

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-5-9

電話 03-3943-4743 FAX 03-5978-3291

URL <https://www.toshokan.or.jp/>

Mail info@toshokanshinko.or.jp